どの子も平等に、「幼児教育・保育の無償化」の対象とすることを求める意見書

2019年10月より施行された「幼児教育・保育の無償化制度(以下「無償化」という。)」において、認可保育園及び認可幼稚園に在籍する3歳児から5歳児は無条件に無償化の対象とされているのに対し、認可外保育施設では「保育の必要性の認定」を受けている者のみとされている。

そもそも、今回の無償化のための子ども・子育て支援法改正に当たっては、「全 ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なもので あることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする 旨」を基本理念に追加することとされた。

また、衆参両院の附帯決議にはともに、5年後の見直しの際には「幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であって学校教育法第4条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすること」を含め、検討することとしている。

今回、対象外とされた認可外施設には、シュタイナー教育、モンテッソーリ教育、「森のようちえん」、バイリンガル教育など、独自のビジョンを掲げて教育や環境整備を行っている「幼稚園類似施設等」が含まれている。地域に根づき、長年多くの子どもたちを地域に送り出してきた実績がある施設が数多くある。保護者は、規模は小さくとも、多様性と質の高さを評価し、かつ安全性等を吟味し、そこに通わせるだけの積極的な理由があって選んでいる。

子どもたち全てが多様で豊かな育ちや充実した日々を過ごせる質の高い教育を受けてほしいと大人なら誰でも望むであろう。しかし、現行の幼児教育・保育の無償化制度では、「幼稚園類似施設等」の経営努力では回復できない程の不平等が生まれ、園の存続問題や各家庭の負担額の差だけでなく、子どもの育ちを阻害してしまいかねない要素をはらんでいる。

どの子も平等に、多様性の中での選択に応じ、質の高い教育を受けることを保障 するため、無償化の対象とすべきである。

よって、本市議会は、国会、政府及び東京都に対し、下記の事項を強く求める。

記

- 1 5年後を待たず、直ちに全ての子どもを無償化の対象とすること。
- 2 多様な幼児教育の一環を担っている認可外保育施設、幼稚園類似施設等が無償 化の対象となるまでの間、幼稚園と同程度の保護者負担となるよう、東京都独自 の補助金を出すこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

三鷹市議会議長 石 井 良 司